

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 61 回）
2. 日 時	平成 29 年 3 月 17 日（金）午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 15 分
3. 議 案	1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について — 地場出し・地場受け規制の見直し 2. その他
4. 主な内容	1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について — 地場出し・地場受け規制の見直し 資料 1、2 に基づき事務局より説明を行い、大要以下のとおり意見交換が行われた。 検討の結果、本件は、後日意見照会を実施し、その結果を踏まえ事務局において必要な修正を検討し、所定の手続きを経てパブリック・コメントの募集を実施することとなった。 （主な意見等） (1) 規則改正案について ・ 資料 2－1 の「投機的売買の防止」の脚注 iii において、「信用取引及びデリバティブ取引の禁止規定」と記載があるが、これらの取引であっても必ずしも投機的売買を目的としていない取引もあることから、記載を修正してはどうか。 ⇒ 誤解を与えないような表現を検討したい。（事務局） ・ 『協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則』第 4 条の考え方（案）（以下「Q&A 案」という。）問 8 に記載があるのとおり、各社では、役職員の自己投資における不正行為の防止や、法人関係情報の管理の実効性を担保するため、自社における従業員口座の管理を重要視していると理解している。この抛り所として「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」（以下「特定有価証券売買規則」という。）第 4 条第 2 号があるため、当該削除案に対して違和感がある。また、問 9 以外にも、取引した本人が会社に取り残高報告書等の書面を定期的に提出する方法も有用ではないか。 ⇒ 従来、口座開設は自社で行うことが当然と考えられており、また、登録金融機関の従業員は特定有価証券等の売買等に係る口座を自社で開設できないことから、現行の特定有価証券売買規則第 4 条第 2 号において会員に限定しているが、特定有価証券等を取り扱わない会員も増加している中で、必須としたままでは規制に不整合が生じているため、同号を削

	除し、問3においてその理由を明示した。また、問8で速やかに報告を求める方法を示しているが、ご指摘の方法も含め、より分かりやすい記載に変更する方向で検討する。(事務局) ・ 特定有価証券売買規則第4条新第2号は、現行第2号の意味合いも含めた改正だと理解している。新設の趣旨を詳細に記載してはどうか。 ⇒ ご理解のとおりである。備考に改正趣旨を詳細に記載する等、主査と相談のうえ対応することとしたい。(事務局) ⇒ 協会の従業員に関する規則（以下「従業員規則」という。）及び特定有価証券売買規則の改正については、概ね同意いただいたということとし、一部表現については事務局及び主査において対応させていただくこととする。なお、致命的な問題等があれば、意見照会時にご意見をいただきたい。 ・ アメリカの規制では、証券会社の役職員が他社で口座を開設する際は必ず自社に報告することとなる。一方で、他社の役職員が取引を行った際には当該役職員の勤める社に報告する義務があることを申し添えたい。 (2) Q & A案について ・ Q & A案問9について、注文を出す側と受ける側双方の協会員が連携することは、原案のとおり、顧客である従業員の個人情報の第三者提供の同意なければ難しいと思われる一方、例えば、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条第1項第2号等の例外規定が適用可能なケースもあると思われるので「個人情報保護法上の例外規定が適用可能な場合もありうるが…」等、幅のある書きぶりを検討できないか。 ・ 今回、従業員規則第7条第1項が削除されることによって、注文を受ける側の協会員は全く何も対応しなくてよいのか。例えば、証券会社の職員が投機的売買を行っていると思しき場面に遭遇した際、どのような対応をとることが望ましいか。 ⇒ 現在の解釈だと、注文を受ける側の協会員から出す側の協会員へ告知することはできない。しかし日本証券業協会における通報制度等利用できる制度はあると思われ、日本証券業協会の対応を含めて、今後の実務における積み上げが必要のように思われる。 ・ 基本的に、不正取引については自社で管理するものだと理解しており、取引後に検知することはできるが、事前の防止策は見出すことが難しい。 ⇒ ご指摘のとおりであるため、各社で採用している方法があれば本ワーキン
--	---

	グ等で共有したい。 ⇒ 役職員の不正取引防止のため、外務員登録データを利用してはどうか。 ⇒ 過去にも議論になったが、外務員登録は全従業員をカバーしていないうえ、登録費用が発生するため別の目的で活用することは難しいという結論に至った。（事務局） ⇒ ご提案の方法を導入するためにはシステム構築に膨大な費用が発生するが、そうまでして本当に必要なのかという理由もある。（事務局） (3) 信用デリバ規制撤廃について ・ 従業員規則第7条第3項第6号も撤廃してはどうか。 ・ 従業員規則第7条第3項第6号を廃止すると、従業員が信用取引等を行うことが可能になるが、従業員の勤務中、場に張り付くのは可能なのか疑問である。 ・ 当社では場中の発注は禁止しているため、信用取引やデリバティブ取引が可能となる上記意見には反対する。 ・ 従業員が、場中で自己の利益のために張り付くということは顧客との利益相反の面でも懸念点が多い。 ⇒ 従業員規則第7条第3項第6号が廃止になったとしても、各社の労務管理等として定めることも可能ではないか。 ・ 当社では社内規程で禁止しており、アメリカの規則でも禁止していると理解している。 ⇒ もちろん、当該廃止は各社従業員に積極的に信用取引等を行わせることが目的ではなく、今回の規則改正に伴って各社の管理に重点を置く趣旨で意見されたものであると理解している。本件について深く議論を進めたいところだが、まずは地場出し・地場受け規制の見直しを中心に結論を出したいと思っているため、次の機会で議論を行いたいがいかがか。 ⇒ 次の機会で議論いただくことに異論はないが、一つ申し添えとするならば、信用取引とデイトレードが同義だとは考えていないし、業務時間中の取引と立会時間中の取引も同じものとは限らないので、議論の際はその点を加味していただきたい。 ⇒ 本件については、来年度の「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」にご意見を寄せていただく方法もある。（事務局） ・ 今後実施する意見照会の結果によるが、パブリック・コメントの募集の対象である規則改正に関する手続きを先行して進める可能性もあることをお含みおきいただきたい。（事務局）
--	---

	⇒ システムのリプレイスに影響がある場合、規則改正とQ & Aの二段階で対応が必要となると難しいため、その点を加味してスケジュールを検討いただきたい。 ⇒ 現時点で考えられる影響について、意見照会の際にご提出いただきたい。 (事務局) 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)